

# 人権教育及び啓発に関する総合推進指針（改定版）の概要

## 人権をめぐる国内外の動き

### 1 国際社会の取り組み

- 世界人権宣言の採択【昭和23年12月】
  - ・人権尊重に関するすべての国と人民の共通基準
- 人権関係条約の採択
  - ・国際人権規約【昭和41年】
  - ・人種差別撤廃条約【昭和40年】
  - ・女子差別撤廃条約【昭和54年】
  - ・児童の権利に関する条約【平成元年】
  - ◆障害者の権利に関する条約【平成18年】
- 人権教育のための国連10年【平成7年～16年】
- ◆人権教育のための世界計画の策定【平成17年～概ね5年毎】

### 2 日本の取り組み

- 人権教育のための国連10年に関する国内行動計画【平成9年7月】
- 人権擁護施策推進法の成立【平成8年12月】
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の成立【平成12年12月】
- ◆人権教育・啓発に関する基本計画の策定【平成14年3月、平成23年一部変更】

### 3 本県の取り組み

- 兵庫県人権啓発協会の設置【平成3年3月】
  - ・人権問題全般についての研修、啓発、研究事業を実施
- ◆人権に関する県民意識調査の実施【平成10年～】
  - ・人権問題に関する基礎資料の収集、県民意識の動向把握
- ◆人権文化をすすめる県民運動の展開【平成16年～】
  - ・人権尊重が文化として定着した社会を目指す県民運動の推進

## 人権尊重の理念

- すべての人間が、人間の尊厳に基づいて、生まれながらにして持っている侵すことのできない固有の権利で、すべての人に平等でなければならないもの。
- 自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持ち、自らの権利の行使に伴う責任を自覚することにより、他人の人権との共存を図ることが重要。

## 指針の基本理念

- 人権の尊重が世界共通の理念となった現状を踏まえ、家庭や学校、地域、職場などあらゆる場における教育及び啓発を進め、人権尊重の理念に関する県民の理解を深める。
- 人権の尊重が社会の文化として定着し、県民みんながお互いを認め合いながらともに生きる「共生社会」の実現を目指す。

## 身近な人権課題

### 1 女性

○人々の意識に残る男女の役割を固定にとらえる意識等を解消し、男女が社会の対等な構成員として、その違いを認めつつ互いに尊重し、ともにいきいきと生活できる男女共同参画社会を目指す。

### 2 子ども

○児童虐待やDV、性の商品化、◆インターネット上のいじめなど、人権問題の深刻化に対応し、家庭、学校、地域等が連携を図り、子どもの権利の視点に立った総合的な取組を進める。

### 3 高齢者

○就労機会を奪われたり、介護時に虐待を受けるなど「人間の尊厳」が否定される問題に対応し、総合的な福祉の増進や権利擁護に努めるとともに、◆高齢者が重要な構成員としての役割を担える社会の実現を目指す。

### 4 障害者

○障害者が地域社会で暮らしていくうえでの、様々な社会的障壁の解消を図るとともに、◆すべての県民が障害のある人の権利や多様性を尊重する、相互の信頼が確立された社会の実現を目指す。

### 5 同和問題

○県民の理解と認識は定着しつつあるものの、結婚問題や◆インターネットの悪用など、意識面を中心に残る、県民一人ひとりが解決すべき課題として、様々な機会をとらえた教育及び研修に取り組んでいく。

### 6 外国人

○異なる言語や習慣等の理解不足などにより、差別的な待遇を受ける問題などが生じていることから、◆互いの文化や価値観を受け入れ、尊重する気持ちを育む教育や啓発を実施し、多文化共生社会の実現を目指す。

### ◆新7 難病患者、HIV感染者等

○難病やエイズ等の疾患についての知識と理解が不十分なこと、患者や感染者に対する差別や偏見が見られるため、様々な広報活動や学校教育等を通じて、正しい知識の普及・啓発を進めていく。

### ◆新8 犯罪被害者等

○事件による直接被害（一時的被害）に加え、捜査・公判での精神的不安や過剰報道によるプライバシーの侵害など（二次的被害）が生じていることから、被害者の人権への配慮の重要性の啓発、相談支援等を行う。

### ◆新9 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

○拉致問題は国民の生命と安全に関わる重大な人権侵害であり、その解決には、国民の関心と認識を高めることが重要であることから、広報・署名活動や学校教育を通じ、県民の関心と認識を深めていく。

### ◆新10 インターネットによる人権侵害

○ネット上の誹謗中傷やいじめ、差別表現の掲載、個人情報流出などの人権問題に対応し、関係機関の連携による啓発活動や教育の充実に努めるとともに、学校や家庭でのルールづくりなど、自主的取組を推進。

### ◆新11 様々な人権課題

○刑を終えて出所した人たち ○ホームレスの人たち  
 ◆被災された人たち ○アイヌの人々の問題  
 ◆性同一性障害等、性別に起因する困難な状況に置かれた人々

## あらゆる場における人権教育及び啓発の推進

### 1 家庭

- ①子育てに関する相談・支援体制の充実、学習の支援
- ②親が人権意識を高めるための自主的な学習活動への支援
- ③男性の家事、育児、介護への積極的な参加の促進
- ④日常生活における実践の推進

### 2 学校等

- ①子どもの発達段階に応じた人権教育の推進
- ②自然や地域での体験学習による豊かな人間性を育成
- ◆③障害者、外国人等との交流活動を取り入れた教育の推進
- ④教職員の人権意識の高揚など学習環境の整備

### 3 地域

- ◆①多様な主体による共生の心を培う自主学習・活動の展開
- ②学習情報・教材の提供などによる学習機会の拡充
- ③人権教育及び啓発リーダーの育成
- ◆④住民や様々な主体による地域づくり実践活動への支援

### 4 職場（企業等）

- ◆①企業の社会的責任として人権意識を高める研修等を推進
- ◆②ワークライフバランスの実現やハラスメント防止等の推進
- ◆③地域における社会貢献や、多様性を尊重した採用活動
- ④人権啓発等実践活動の促進

### 5 広域的な教育及び啓発活動

- ①人権に関するイベントや講演会、啓発冊子配布等
- ②研修等による市町職員等の人材育成及び教材の作成
- ③人権に関する広域的・専門的情報の収集と調査研究
- ④広報媒体を活用した広域的な啓発

### 県職員等への啓発

○すべての県職員の人権意識高揚のため、今日的課題に即した研修や教材を活用した、全庁的な啓発・研修の充実。  
 ○特に人権に関わりの深い職業の従事者の研修に努めるとともに、私立学校や民間の医療・福祉関係者等への研修・教育充実を促す。

## 指針の総合的・効果的な推進

- 「兵庫県人権施策推進会議」による施策の総合的な推進
  - ・指針の趣旨に沿って、人権尊重の視点から個々の施策の推進とフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図る。
- 「兵庫県人権擁護推進懇話会」の開催
  - ・学識者等で構成する懇話会において、専門的見地、県民の立場から意見を聴き、積極的に施策に反映させる。
- 人権関係機関のネットワークの構築
  - ・人権関係機関や団体等とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同実施や研修、研究、相談等の効果的推進に努める。
- 県民意見等の反映
  - ・県民意識調査や県民運動参加者からの意見をはじめとする人権擁護に関わる多様な意見を幅広く聴き、施策の推進等に反映させる
- 県民のボランティア活動の促進
  - ・NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、県民の自発性に基づいて展開される人権を尊重した活動に対し支援・協力を行う。